

入 学 案 内

日本武道館研修センター 武道学園



公益財団法人 日本武道館

武道学園の目的

- 一、武道を通じて、技をみがき心身をきたえ、強くたくましく、勇気と思いやりと正義感をもった、社会に役立つ人になることをめざします
- 二、稽古は、先生の教えや礼儀を守り、基本を大切にし、技だけではなく、心と体も共にきたえるよう、一所懸命にはげめます
- 三、試合や演武では、ふだんの稽古の力を出しきってがんばり、勝ち負けや結果だけにこだわらず、節度ある真剣な態度でのぞみます
- 四、道場は、技をみがき、心と体をきたえる場所として、規則や礼儀を守り、清潔と安全を心がけます
- 五、道場の仲間を大切にして、お互いに協力し、はげましあいながら、楽しく稽古し、さらに多くの仲間をつくれます

日本武道館研修センターの武道学園は、「こども武道憲章」に掲げられている事柄を実践できる、健全な青少年の育成を図ることを目的としています

日本武道館研修センター

武道学園学則

(総則)

第1条 この学園は、日本武道館研修センター武道学園（以下「学園」という）といい、所在地を千葉県勝浦市沢倉 582 番地に置き、公益財団法人日本武道館（以下「本財団」という）が管理運営を行う。

(目的)

第2条 学園は、武道及び書道の習練による心身の鍛練を通じて、人格を磨き、識見を高め、健全な青少年の育成を図ることを目的とする。

(学園の種目・入学資格・定員)

第3条 学園の種目・入学資格及び定員は、次の通りとする。

種目	対象	入学資格	定員
柔 道	錬成科	小学生、中学生	50 名
剣 道	錬成科	小学生、中学生	50 名
空 手 道	錬成科	小学生、中学生	50 名
	一般科	高校生以上	
合 気 道	錬成科	小学生、中学生	50 名
	一般科	高校生以上	
書 道	初等科	小学生、中学生	50 名
	一般科	高校生以上	

(年度)

第4条 学園は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(授業日時)

第5条 学園の授業日時は、次の通りとする。

柔 道	錬成科	水・金曜日	午後 6 時～午後 7 時 30 分
剣 道	錬成科	水・金曜日	午後 6 時～午後 7 時 30 分
空 手 道	錬成科	火曜日	午後 6 時～午後 7 時
	一般科		午後 7 時～午後 8 時
合 気 道	錬成科	金曜日	午後 6 時～午後 7 時
	一般科		午後 7 時～午後 8 時
書 道	初等科	土曜日	午後 2 時～午後 5 時
	一般科		午後 2 時～午後 5 時

(休園日)

第6条 学園の休園日は、次の通りとする。

- (1) 日 曜 日
- (2) 国 民 の 祝 日・休日
- (3) 夏 季 休 暇 7 月 21 日から 8 月 31 日まで
- (4) 冬 季 休 暇 12 月 21 日から 1 月 8 日まで
- (5) 春 季 休 暇 3 月 21 日から 4 月 8 日まで
- (6) その他臨時休館日

(組織)

第7条 学園に学園長1名を置く。学園長は、本財団理事長が委嘱する。

- 2 学園長のもとに必要な講師・助講師・助手を置く。
- 3 学園講師は、本財団理事長が委嘱する。

(入学)

第8条 学園に入学しようとする者は、次の書類を提出しなければならない。

(学園所定の様式による)

- (1) 錬成科 ア 入学願書 イ 保護者の承諾書
- 初等科 ア 入学願書 イ 保護者の承諾書
- (2) 一般科 ア 入学願書

(入学選考)

第9条 入学は、随時、選考の上、学園長が許可する。

(複数履修)

第10条 入学者は、2 種目以上を履修することができる。但し、2 種目からの入学金は免除する。

(入学金等の納付)

第11条 入学を許可された者は、許可のあった日から 10 日以内に所定の入学金、授業料等を納付しなければならない。

(在籍年限)

第12条 在籍年限は、1 年間とする。但し、年度末の継続手続きにより更新できるものとする。

(休学・退学)

第13条 休学又は退学しようとする者は、その理由を記して学園長あてに届け出なければならない。

(表彰)

第14条 学園長は、学習を評価し、優秀な者を表彰する。

(除籍)

第15条 学則に違反し、又は無断で長期に欠席し、若しくは授業料等を滞納するなどの違反行為のあった者は、退学を命じられ、又は、除籍されることがある。

(入学金等)

第16条 入学金・授業料等は、次の通りとする。

科目 \ 項目		入学金	授業料 (6ヶ月分)	事務費 (1年分)	テキスト代 (1年分)
柔道教室	錬成科	2,200 円	19,800 円	1,100 円	なし
剣道教室	錬成科	2,200 円	19,800 円	1,100 円	
空手道教室	錬成科	2,200 円	13,200 円	1,100 円	
	一般科		19,800 円		
合気道教室	錬成科	2,200 円	13,200 円	1,100 円	
	一般科		19,800 円		
書道教室	初等科	2,200 円	13,200 円	1,100 円	6,600 円
	一般科		19,800 円		

＜注＞ いずれも税込表示です

2 2 種目以上履修する者は、その授業料等を併せて納入しなければならない。

3 授業料等は、原則として、年2回の分割納入（5月・11月）とする。

(入学金等の不還付)

第17条 既納の入学金、授業料等は、理由の如何にかかわらず返還しない。

(学則の改廃)

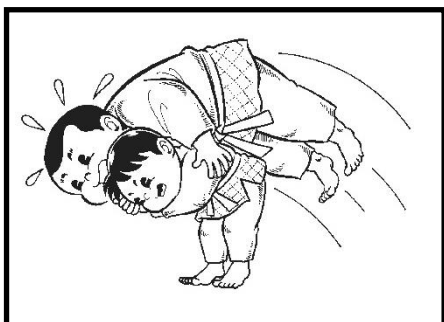
第18条 学則の改廃は、本財団理事長が定める。

(補則)

第19条 学則に必要な細則は、学園長が別に定める。

附 則 この学則は、昭和 59 年 3 月 10 日より実施する
この学則は、平成 22 年 4 月 1 日より実施する
この学則は、平成 26 年 4 月 1 日より実施する

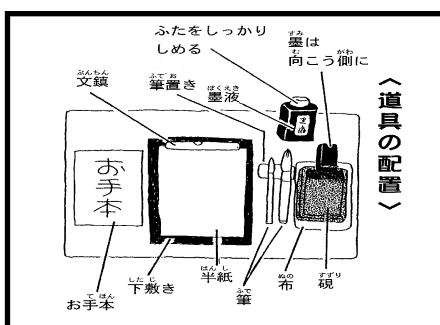
【 武道学園の教室は、現在五つの教室を開設しております 】



柔道教室



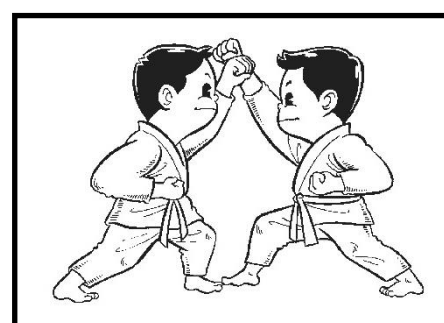
剣道教室



書道教室



合気道教室

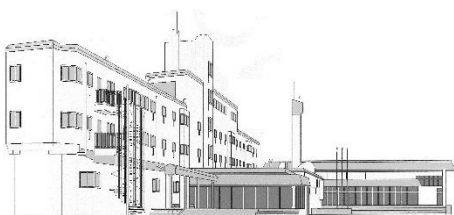


空手道教室

【 お願い 】

- 事務費・授業料等は、銀行からの自動引き落としとなります。
- 道着・用具等は、各道所定のものを自身でご準備ください。
- 休業の月も授業料は、納入するものとします。

以上、ご不明な点は下記までご確認ください。



【 問合せ先 】

日本武道館研修センター管理室
勝浦市沢倉 582 番地
TEL 0470-73-2111